

いのこし在宅介護センター障害者福祉サービス内容説明書

当事業者が、あなたに提供する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）の定める居宅介護・重度訪問介護・同行援護・通院等介助サービス（以下、サービスという）は以下の通りです。

1. 提供するサービス

サービスの基本内容は（１）のとおりです。

サービスを訪問介護計画に基づいて 曜日の 時 分 から 時 分まで提供します。

（１）サービス内容

① 居宅介護

1. 身体介護（食事介助・排泄介助・入浴介助・清拭・口腔ケア・整容・更衣介助・買物介助・通院・通所介助等の外出介助）

2. 家事援助（調理・買物代行・清掃・洗濯・補修・寝具の手入れ等）

② 重度訪問介護

日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、見守り等の支援及び外出時における移動中の介護

③ 同行援護

移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

（２）このサービスの提供にあたっては、あなたの障害状態の軽減もしくは悪化の防止、障害状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

（３）サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

（４）サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に、利用者の身体に接触する設備、器具についてはサービスの提供ごとに消毒したものを用います。

2. 担当の職員

あなたの担当の訪問介護職員は、 。

上記の責任者は（村瀬 美菜子）です。

3. 利用料

（１）当事業所は、サービスを提供した際は、利用者等からそのサービスに係る利用者負担額の支払を受けます。

（２）当事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者等からそのサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けます。

（２）交通費

サービス提供・実施地域（名東区、守山区、千種区、長久手市、尾張旭市）にお住まいの方は無料です。

活動地域外の地域からのサービス提供は事業所から居宅までの交通費を下記のとおりいただきます。

公共交通機関を利用した場合は、その実費相当額。自動車を利用した場合は、次に定める金額です。

① 事業の実施範囲を越えた地点から片道 10 km未満 300円

② 事業の実施範囲を越えた地点から片道 10 km以上 500円

（３）キャンセル料

甲からサービス開始の 1 時間前までに居宅サービスの取り止めの申し出がない時、乙は甲からサービス予定であった時間数分をキャンセル料としていただきます。

キャンセル料は、当日サービス開始の 1 時間前までにご連絡を頂いた場合には、キャンセル料は発生いたしません。

4. その他

サービスは、利用者のための家事・介護を行う業務なので下記の項目については、訪問介護職員が行うことの出来ない行為です。

（１）医療行為

（２）各種支払や年金等の管理、金銭の貸借等の金銭を取扱うことまたはこれに類する行為

（３）庭の草刈りや他の家族の食事の用意等の行為

5. 各種加算

当事業所のサービスに係る加算項目は下記のとおりです。

加算項目	利用料	備 考
初回加算	2, 2 1 0 円／回	